

令和6年4月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
1	こども医療費助成制度について	<p>2歳の子供のこども医療費助成についてです。こども医療費受給資格者証を発行していただき市内医療機関を受診しましたが、受診時に支払いが発生し後で返金があるとのこと。県内他市では医療機関での支払いはありませんでした。医療機関で聞いたところ県内では松阪市のみこのやり方をしているとのことでした。県のホームページで確認したところ、医療費負担はすべての市町で0円、松阪市のみ所得制限での一部窓口負担ありとなっていました。このやり方だと、返金の際の振込手数料支払い、市や医療機関の事務負担等があり効率的とは思いません。他市に倣い未就学児の医療機関窓口での支払いをなくすよう改善できませんか。</p>	<p>この度は、一部現物給付制度(最大1,000円までの窓口支払)に関するお問い合わせをいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、一部現物給付制度の意義についてのお問い合わせでございますが、この制度は、生活困窮者のための窓口負担の軽減を目的として、平成31年4月から始まっています。当時この問題を検討するにあたって、各種方面の有識者の方に集まっていたいただき、あらゆる観点から検討を重ねていただきました。</p> <p>検討の中で、窓口払いを完全に無料とすると、医療費全体が1.2倍～1.3倍に増加するという研究結果が示され、医療費の自己負担額が増加、いわゆる助成額が増加することが懸念されました。松阪市としましては、数千万円の増加が見込まれます。</p> <p>事実、三重県が集計するなかで、窓口払いを完全に無くしている市町の医療費が、平均15%増加しているとの発表もありました。また、この医療費の増額分を抑える効果によって、松阪市では県内では最も早い時期に高校生世代まで対象年齢を拡大し、子育て世代をより一層支援することを開始しています。</p> <p>市の限りある財源において、今後も継続できる制度として運用することが最も大切であると考えますことから、未就学児を育てる一定の所得のある世帯には最大1,000円までの窓口支払いをお願いしているところでございます。</p>	<p>保険年金課 電話:53-4046</p>

令和6年4月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
2	子供医療費負担について	<p>窓口負担最大1,000円ってどういうことですか？</p> <p>後日、全額返金されるのになぜ一時的に窓口で1,000円払う必要がありますか？(1,000円根拠は?) 前在籍の市町では窓口負担0でした。松阪市の制度は無駄な手続きとしか思えません。</p> <p>また、松阪市の医療受給資格者証を持って他市の医療機関を受診した場合、2割負担となり、後日の申請・手続き不要とのことですが、医療機関が松阪市への申請漏れをした場合はどうなりますか？ 申告漏れのない仕組みや対策は講じられていますか？</p> <p>個人的には他市町と比較すると非効率な制度だと感じます。魅力的な市町となるように改善をお願いします。</p>	<p>一部現物給付制度の意義についてのお問い合わせですが、この制度は、生活困窮者のための窓口負担の軽減を目的として、平成31年4月から始まっています。当時この問題を検討するにあたって、各種方面の有識者の方に集まっていたいただき、あらゆる観点から検討を重ねていただきました。</p> <p>検討の中で、窓口払いを完全に無料とすると、医療費全体が1.2倍～1.3倍に増加するという研究結果が示され、医療費の自己負担額が増加、いわゆる助成額が増加することが懸念されました。松阪市としましては、数千万円の増加が見込まれます。</p> <p>事実、三重県が集計するなかで、窓口払いを完全に無くしている市町の医療費が、平均15%増加しているとの発表もありました。</p> <p>また、この医療費の増額分を抑える効果によって、松阪市では県内では最も早い時期に高校生世代まで対象年齢を拡大し、子育て世代をより一層支援することを開始しています。</p> <p>市の限りある財源において、今後も継続できる制度として運用することが最も大切であると考えますことから、未就学児を育てる一定の所得のある世帯には最大1,000円までの窓口支払いをお願いしているところでございます。</p> <p>もう一つのご質問であります医療機関の松阪市への申請漏れにつきましては、医療機関側の問題であり、市としましては、受給者の皆様に病院や薬局の領収書を控えておいていただき、毎月郵送させていただく医療費決定通知書にてチェックいただくことをお願いしています。万一振込額が不足するようなことがございましたら、保険年金課福祉医療係までご連絡いただきましたら、当該医療機関等へ確認させていただきます。</p>	<p>保険年金課 電話:53-4046</p>

令和6年4月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
3	<p>市の行うアンケートについて、視覚障害者のアクセシビリティ改善を求めます。</p>	<p>都市計画マスタープラン・立地適正化計画に関するアンケートを実施します - 都市計画 - お肉のまち 松阪市公式ホームページ https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/to-shikeikaku/202404toshimasu.html 上記サイトのアンケート調査について、末尾の資料を参照いただきアクセシビリティについて改善をいただきたい。 全盲の視覚障害の場合、回答するまでに相当の手順を要する。 1. 回答フォームがスクリーンリーダーに対応していない。各種スクリーンリーダーでの動作検証をアンケートフォーム発注の条件としていただきたい。 2. PDFファイルにテキスト情報が添付されていない。そのままでは文字情報に全くアクセスできない。ocr処理によりなんとか文字情報を抽出したが、手順としても時間としても相当の付加を強いられた。 テキストファイルを別途準備いただくか、せめて「透明テキスト付きpdf」としていただきたい。</p> <p>ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック デジタル庁 https://www.digital.go.jp/resources/introduction-to-web-accessibility-guidebook</p> <p>障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進 - 内閣府 https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jouhousyutoku.html</p>	<p>ご指摘の通り、ホームページ掲載のPDFファイルのアンケート様式につきまして、テキスト情報が添付されていない形式となっております。アンケートをご回答いただくにあたり、ご不便をおかけし大変申し訳ございませんでした。現在はPDFファイルのアンケート様式につきまして、テキスト情報の添付された形式に修正し、ホームページへ掲載させていただきます。</p> <p>また、「回答フォームがスクリーンリーダーに対応していない。各種スクリーンリーダーでの動作検証をアンケートフォーム発注の条件としていただきたい。」という部分について、本市では、職員が電子申請や申込予約、アンケートなどのフォームを作成・集計し、一元管理できる自治体専用のデジタル化総合プラットフォーム(LoGoフォーム)を導入しております。</p> <p>今回のアンケートもこのプラットフォームを活用し、職員がアンケートを作成しておりますが、現状では、スクリーンリーダーに完全準拠することが難しく、お使いいただく環境等により正確な音声読み上げとならない場合がございます。メーカーに出来る限り対応できるよう要望してまいります。現時点での完全準拠には限界もあることから、今後、アンケートフォームを使用する際には、スクリーンリーダーでの音声読み上げが可能な形式のファイル(Word、Excelなど)を必ず添付するなど、アクセシビリティに配慮した対応を徹底してまいります。</p>	<p>都市計画課 電話:53-4168</p>

令和6年4月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
4	松阪市図書館と嬉野図書館の差について	<p>現在、私は嬉野図書館を頻繁に利用しています。蔵書や室温、設備に関して文句は無いのですが、WiFiと自学スペースについて松阪市図書館と差があると思い、意見を送らせていただきます。</p> <p>松阪市図書館では館内で自由に接続出来るWiFiがあり、パソコンを用いた勉強が行いやすいです。しかし嬉野図書館にはWiFiが無く、館内だと携帯の通信状況も悪いため電子機器を用いた勉強が難しいです。WiFiの設置、開放をお願いしたいです。</p> <p>また松阪市図書館2階の自習室は座席が50席以上あり、そのうち10席ほどには利用可能なコンセントがあったように思います。しかし嬉野図書館の自習出来る座席は壁際の4席程しかなく、そのうちコンセントが利用出来るのは1席のみです。コンセントの開放をお願いしたいです。</p> <p>上記の状況より、嬉野図書館の自習スペースの利便性を向上していただきたいです。</p>	<p>嬉野図書館では、以前は持ち込み学習可能席がございましたが、令和5年7月より閲覧席の一部を学習可能席として利用方法を変更しております。もともと閲覧席だったためコンセントは対応しておらず、現在、生涯学習課としても新たにコンセントを増設する予定はありません。しかしながら、Wi-Fiの利用に関しましては、嬉野図書館がある施設の2階の嬉野公民館では令和4年度に市民の方が利用できるよう環境整備をしており、今後、1階の嬉野図書館でも利用ができるよう拡張について検討していきたいと考えております。</p>	生涯学習課 電話:53-4396

令和6年4月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
5	件名なし	<p>市長が救急車有料を公表してから色々意見が来ると思いますが、選定療養費を拡大解釈して応用しようと言うのが間違いだと思います。</p> <p>救急車の利用が多すぎるという理由で有料化は不当行為です。救急車の不正理由も増えているかもしれないですが、交通人身事故なんかは、腕を擦りむいたくらいでも呼ばざるを得ません、又病気で119番通報すれば状況とか聞くだろうし、救急車が家につけば患者の状態もわかるのだから運ぶ前に判断すべき、させるべきだと思います。私も幾度か救急車にお世話になってますが肋骨3本折れても日帰り、病院で吐いていても静養日帰りでした、しかもかかりつけ病院でない所に連れて貰っての診断になります。</p> <p>患者は不安の中で救急車要請をします、有料化はすべきではありません、(不正利用には断固たる態度は必要)有料化は市財政を良くするためなんですか？ぜひご一考を。</p>	<p>松阪地区は、他地区と比べ救急車の出動件数が突出して多い状況となっており、令和5年は過去成功(16,180件、1日平均44件以上)を記録しました。</p> <p>このままでは「助かるはずの命が助からない」「早期治療ができなくなる事態」が発生します。</p> <p>松阪地区において、病気やケガをした時に医療を受ける場所は、一次救急医療機関(診療所やクリニック、休日・夜間応急診療所等)と二次救急医療機関(三基幹病院)がありますが、地域の医療体制を守るために「一時救急」と「二次救急」の適切な機能分担が必要です。「二次救急医療」とは、主に中等症の傷病者、入院治療を要する中等症患者に医療提供する場とされています。</p> <p>現在も上記三基幹病院では、「初診時に紹介状なしで受信された際」には選定療養費7,700円(税込)が必要となります。</p> <p>6月からは、「選定療養費を救急車利用においても運用する」ということとなります。なお、その際に発生した選定療養費につきましては、病院の収入となります。</p> <p>今回の取組みは、病院と地域の医院・診療所の機能分担の推進と地域の救急医療を守るため実施するもので、救急車利用の場合であっても、基本的に入院に至らなかった軽症の方は選定療養費が必要となります。</p> <p>なお、選定療養費が必要となるかどうかの判断(救急の患者であるか等)につきましては、医師でない救急隊が行うことはできません。個別の病院・医師が患者の状況もふまえて判断するものであり、一律に行うものでもありません。</p>	<p>健康づくり課 電話:23-1364</p>

令和6年4月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
5	件名なし		<p>徴収の対象外となるケースを以下にまとめます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紹介状持参の方 ・入院に至った方 ・公費負担医療制度の対象の方 ・災害により被害を受けた方 ・労働災害、公務災害、交通事故 ・医師の判断による <p>今回の取組みは、地域のみなさまの安全・安心を守るため、「初期の診療は地域の診療所等で、高度専門医療は大きな病院で行う」という医療機関の機能分担、救急医療体制の円滑な運用の実現、同時に「助かるはずの命が助からない」、「早期治療ができなくなる」事態を回避するために実施するものです。</p> <p>今後、みなさまへの広報・周知を行うとともに、表現や方法等も研究しつつ、取組み状況の実態把握を行い、持続可能な救急医療体制に向けて、引き続き検討を行ってまいります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>	<p>健康づくり課 電話:23-1364</p>